

## 第8期井手町高齢者保健福祉計画策定支援業務委託仕様書

### 1. 委託業務名

2 高委第2号 第8期井手町高齢者保健福祉計画策定支援業務

### 2. 業務の目的

本業務は、高齢者の尊厳を守り、介護や支援が必要な状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援の各サービスが切れ目なく提供できる地域包括ケアシステム実現のための「高齢者保健福祉計画」及び介護サービスごとの量の見込みや整備計画を定める「介護保険事業計画」を策定するものである。

### 3. 受託者の義務

受託者は作業を円滑に進めるために、委託者と密接に連絡を取り、その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認するものとする。また、受託者は委託者から報告（業務の進捗状況、疑義回答等）を要求されたときは、速やかに（概ね2営業日以内）報告すること。

### 4. 委託業務内容

(1) 国や府の高齢者保健福祉制度や介護保険事業制度をめぐる制度改正の動向把握と課題について、情報収集を行い整理すること。また、必要に応じて他市町村の情報を収集すること。

(2) アンケート調査

ア アンケート調査の種類及び対象者

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者）800人分

② 在宅介護実態調査（在宅の要介護認定者（要介護1～5）400人分

②は在宅の認定者ほぼ全員を想定している。

イ 調査票の送付・回収

(ア) 封筒（A4判）の作成・印刷

(イ) 調査協力依頼文書の作成・印刷

(ウ) 調査票・返信用封筒（A4判）・調査協力依頼文書の封入・封緘

(エ) 調査票送付封筒への宛名シールの貼付（宛名シールについては町で作成）

※在宅介護実態調査は調査票に付番を行い、回収後、介護認定システムとの情報連携を行う。

ウ 調査結果の集計・分析

(ア) 調査票の点検、整理、データ入力

(イ) 調査票の結果集計・分析（単純集計、サービス必要量算出等のためのクロス集計）

(ウ) 地域包括ケア「見える化」システム登録のためのデータ抽出及び作成

(3) 現事業計画関連施策の運営分析、政策評価及び次期計画における施策提案

① 第7期計画における目標数値の達成状況等の現状把握を行うとともに、直近の現状に即した補正を適切に加えるため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の集計結果や国が定める指針等をふまえ、現行の介護保険及び高齢者保健福祉施策の現状分析評価・第8期策定に向けての課題の洗い出しを行うこと。

② 地域包括ケア「見える化」システム等を活用した他市比較とそれによる課題抽出を行うこと。

③ 第7期計画における保険給付等実績分析を行うこと。

④ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果から読み取れる生活圏域の課題、ニーズ等や第7期計画期間中の施策の実績、課題をふまえた上で、以下の点に加えて、計画策定の中で新たに町の施策として進めていく項目においてそれぞれ施策の提案を行うこと。

- ・ 地域包括ケアシステムの構築
- ・ 医療と介護の連携強化
- ・ 介護サービスの充実強化
- ・ 介護予防の推進
- ・ 多様な生活支援サービスの確保や権利擁護などの推進
- ・ 高齢期になっても安心して住み続けられる住まいづくり
- ・ 総合事業の推進

(4) 保険料額推計及び介護サービス等必要見込み量の算出

① 地域包括ケア「見える化」システムを活用した総人口、高齢者・要介護者（要介護度別）等の人口推計

- ・ 国の基礎指標等により、将来人口の推計及び年齢階層別の要介護者数の推計を行う。

② 地域包括ケア「見える化」システムを活用した保険料額及び介護サービス見込み量の算出（国、府等の基本指針に準拠した手法により、以下について必要なサービス量の算出を行う）

- ・ 地域密着型サービス以外の介護サービス及び予防サービスについては、市町村全体の必要なサービス量を算出する。なお、本町における施設・居住系サービス量の算出に関しては、これまでの介護保険制度の基本的考え方を前提に提案することとする。
- ・ 地域密着型サービスについては、町が定めた日常生活圏域のサービス量の算出を行う。
- ・ 地域支援事業の費用額及び、事業量の算出を行う。
- ・ それぞれ算出したサービス量から保険料額の推計を行う。

- ・ 総合事業については本町の地域支援事業交付金の上限額も踏まえてサービス量の算出を行うこと。

(5) パブリックコメント支援業務

(6) 井手町高齢者サービス総合調整推進会議及び指定する部会等会議への参画と運営支援

- ・ 会議への出席（井手町介護保険事業運営委員会は年3回程度開催予定。会議資料作成
- ・ 会議記録作成
- ・ 他市町村町村（モデル事業の先進事例含む）の情報収集及び資料作成
- ・ その他会議運営に必要な情報収集及び資料の作成等。

(7) 法令改正による計画との整合性の確保

介護保険法や老人福祉法を中心に福祉関係法令と本計画内容の整合性を図ることを目的として、特に昨年度施行された地域包括ケアシステム強化のための介護保険等の一部を改正する法律を中心に、今後、福祉関連法令が改正される都度、その改正箇所が引用されている当町の例規（条例・規則・要綱）の条項を随時指摘すること。

※法令については官報を参照すること。

※本町の例規については、本町のホームページを参照すること。

※施行規則等も含むものとする。

※福祉関係法令すべてを対象とする。

(8) 事業計画書等の作成素案作成から最終案決定までの検討及び調整作業については、本町担当課と協議しながら行う。

## 5. 計画策定に向けての検討体制

井手町高齢者サービス総合調整推進会議

- ◆委員構成 委員数 11名（予定）
- ◆役割 高齢者保健福祉計画の検討
- ◆開催頻度 令和2年度3回程度開催予定

（第7期事業計画策定時は全3回開催）

## 6. スタッフ体制及び計画策定までのスケジュールの提示について

スタッフ体制は統括責任者、担当者計2人以上とすること。

入札事業者決定後は、本町が別に定める提出期限までに、当該業務にかかる貴社スタッフの体制表（スタッフの簡単なプロフィールを含む）を提示・提出すること。

また、第8期計画策定までの実施概要及びスケジュール等の提案及び資料の提出を行うこと。

## 7. 事業計画書等の作成

- ◆高齢者保健福祉計画（A4版）の冊子作成

納品時期：令和3年3月下旬 A4版・本文1色刷・表紙フルカラー  
100P程度（デザイン含む）・200部

◆高齢者保健福祉計画（概要版）の作成（版下）の作成

納品時期：令和3年3月下旬 A4版・4色刷・8P程度（デザイン含む）・3,200部

8. その他

- ・ 資料等作成及び提出資料等にかかる費用、調査員の交通費その他の経費は、第8期計画策定支援業務の委託料に含むこと。
- ・ 第8期事業計画書及び概要版（成果品）及び本作業集計結果等計画策定に関わるデータ一式は PDF ファイル及び加筆修正等が可能な電子データファイル（ワード、エクセル等）を格納した CD-ROM で納品すること。
- ・ 製作物（報告書他計画策定にかかる全てのデータ等）にかかる所有権、著作権は井手町に帰属するものとする。
- ・ 受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- ・ この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上処理する。